

# 「佐渡始頭本尊」考

桑 名 法 晃

## 一、はじめに

日蓮聖人が文永十年（一二七三）四月二十五日『観心本尊抄』において本尊の相貌を顕され、ここに説かれた八品の儀相を大曼荼羅として図顕されたのが、『観心本尊抄』執筆から約百日後の七月八日である。それ故に本大曼荼羅は「佐渡始頭本尊」（以下、「始頭本尊」と記す）と称されている。

始頭本尊乃至大曼荼羅本尊と『観心本尊抄』との関係については、先行研究において多くの論及が見られ、「其の本尊の体たらく」以下の八十九字の説示に基づいて始頭本尊（大曼荼羅）が図顕されたこと、始頭本尊を初出とする讚文は『観心本尊抄』の「此時地涌菩薩始出現世<sup>一</sup>但以<sup>二</sup>妙法蓮華經<sup>三</sup>五字<sup>四</sup>令<sup>五</sup>服<sup>六</sup>幼稚<sup>七</sup>」の文に照応し、日蓮聖人が上行菩薩の応現として、この大曼荼羅を図顕された趣意を知ることができること、<sup>3</sup>さらに、大曼荼羅は直接的には『観心本尊抄』の八十九字の儀相の一節に基づくものであるが、『観心本尊抄』全篇の主旨を図示したものであること、『観心本尊抄』の執筆は一度きりで繰り返されることがなかったが、それは大曼荼羅の書写が『観心本尊抄』の書写に代

わる意義があったからであることなどが指摘されている。<sup>4)</sup>

これらの先行研究は、始頭本尊と『観心本尊抄』が密接不離の関係にあることを特に強調したもので、筆者も始頭本尊の図顕讃文に着目して、『開目抄』から『観心本尊抄』、そして始頭本尊図顕に至る一連の過程について論じたことがある。<sup>5)</sup>

このように始頭本尊と『観心本尊抄』は一体のものであるが、わずかに異なる点も確認される。この相違については、「日蓮」の自称と葉王古品の要文の引用の二つを挙げ、そこに見られる視点の違い——「但日蓮一人」の立場と「師弟共に」という立場——について少しく考察を行ったことがある。<sup>6)</sup>前者は『開目抄』において論証された法華経の行者日蓮に、後者は『観心本尊抄』において詳説された末法出現の師・地涌の菩薩に、それぞれ視点が置かれたものである。

日蓮聖人においては行者自覚と地涌自覚とが直結しており、<sup>7)</sup>末法における真の法華経の行者は、地涌の菩薩に他ならない。また、法華経所説の法師・如来使・受持者・行者等は、最終的にはすべて上行菩薩に包括されていくが、<sup>8)</sup>上行自覚表明後も晩年に至るまで法華経の行者としての自己を顕示し、特に自身の師自覚の表明にあたっては極めて慎重な態度を示されている。この行者自覚と地涌自覚とともに、門弟と俱なる世界として述べる視点と、強い師自覚のもと自身一人の重要性を強調される視点とが見られるが、<sup>9)</sup>『開目抄』における「人開顕」、『観心本尊』における「法開顕」を経て図顕された始頭本尊では、今一度『開目抄』において徹底的に論じられた自覚が表出されるのである。

そこで本稿では、始頭本尊において「但日蓮一人」という法華経の行者日蓮の視点が強調されることに改めて着目し、日蓮聖人が如何なる自覚と意をもって始頭本尊を図顕されたのか、少しく考察を試みたい。

## 二、始頭本尊の特徴

始頭本尊の形状は、遠沾院日亨（一六四六～一七二二）が「絹地巾二尺六寸一分長五尺八寸二分」と記すように、絹本に揮毫された一幅で、幅は約七九・〇センチメートル、天地の丈は一七六・三センチメートルという大型の部類に属する。勸請様式は、地獄界を欠くが、十界勸請の形式で、すべての勸請諸尊に南無が冠せられる「総帰命式」と呼ばれる大曼荼羅である。この「総帰命式」の本尊は、移行期を経て建治期から完全に「四聖帰命式」となるが、始頭本尊は総帰命式の初期の本尊となる。

明治八年の身延山の大火によって焼失し御真筆は現存しないものの、身延山第二十一世寂照院日乾（一五六〇～一六三五）<sup>(11)</sup>、同第三十三世遠沾院日亨等による摸写本からその相貌を拝することができる。<sup>(12)</sup> また、始頭本尊の下部には右から順にAからCの図顕讃文が、上部にはDの薬王品の要文が記されている。<sup>(14)</sup>

- A 文永八年太才辛未九月十二日蒙御勘氣 遠流佐渡国 同十年太才癸酉七月八日図之
- B 此法花経大曼陀羅 仏滅後二千二百二十余年 一閻浮提之内未有之日蓮始図之
- C 如来現在 猶多怨嫉 況滅度後 法花経弘通之故 有留難事 仏語不虛也
- D 此経則為 閻浮提人 病之良藥 若人有病 得聞是経 病即消滅 不老不死

ここではまず、始頭本尊に見られる特徴を確認していきたい。<sup>(15)</sup>

「佐渡始頭本尊」考（桑名法見）

「佐渡始頭本尊」考（桑名法見）

（一）「日蓮」の自称

まず、「日蓮」の自称についてである。日蓮聖人自身が法華経の行者であることの証明を主題とした『開目抄』は「日蓮」の名字を盛んに用い、実に三十四箇所へのぼる。一方、『観心本尊抄』では神力品における別付属の菩薩で、末法に出現して衆生救済の任にあたる表現の箇所において、正しく日蓮聖人自身に当たるところであっても、専ら経文上、「地涌千界」<sup>(16)</sup>「如是高貴大菩薩」<sup>(17)</sup>「此四菩薩」<sup>(18)</sup>等と受けており、「日蓮」の二字は全く見られない。『観心本尊抄』は一篇の結構より地涌の菩薩としての確たる自覚を持って著されていることが明らかだが、それを「日蓮」と表現されることはない。この自称については『開目抄』『観心本尊抄』両抄の相違点として先行研究において言及が見られ、そこに日蓮聖人における甚深の配慮があったことが指摘されている。<sup>(19)</sup>

『開目抄』『観心本尊抄』両抄におけるこの違いを踏まえた上で、改めて始頭本尊の図顕讃文を『観心本尊抄』と対照すると次のようになる。

ア「此時地涌菩薩始出<sub>テ</sub>現世<sub>ニ</sub>但以<sub>テ</sub>妙法蓮華経<sub>ノ</sub>五字<sub>ヲ</sub>令<sub>ム</sub>服<sub>セ</sub>幼稚<sub>ニ</sub>」（『観心本尊抄』）

イ「此法花経大曼陀羅 仏滅後二千二百二十余年 一閻浮提之内未有之日蓮始図之」（始頭本尊）

（傍線いずれも筆者）

アは先述の如く、始頭本尊を初出とする図顕讃文との照応が指摘される『観心本尊抄』の文、イが始頭本尊の図顕讃文Bである。『観心本尊抄』の「地涌菩薩」の表記に対して、始頭本尊では「日蓮」と自身の名が記されていること

がわかる。もちろん『観心本尊抄』の冒頭題下および巻末にはそれぞれ「本朝沙門日蓮撰」<sup>(20)</sup>「日蓮註之」<sup>(21)</sup>と自身の名が明記されている。また、日蓮聖人図頭の大曼荼羅には始頭本尊を含めすべてに署名が記されている。しかし、『観心本尊抄』の本文中には全く「日蓮」の自称は見られない。その一方で、始頭本尊には大曼荼羅中唯一署名以外に、「日蓮」と自身の名が記されているのである。

『開目抄』『観心本尊抄』両抄に、かかる相違が見られる理由には、『開目抄』の「但日蓮一人」という「法華經の行者」の特殊を、歴史的な社会の中に定着せしめようと努力し、客観性・真理性・普遍性をもって、その表明を試みたものが『観心本尊抄』であるという指摘がなされている。<sup>(22)</sup> 筆者もかかる両抄の視点の異なりを踏まえ考察を行ってきたが、日蓮の自称という点から見ると、始頭本尊は『観心本尊抄』よりも『開目抄』に近い表現を用いているといえよう。<sup>(23)</sup>

## (二) 法華經の行者の視点

次に、始頭本尊の図頭讚文Cにおいて顕著に表れている法華經の行者の視点である。Cの文が有する意味については別に論じたことがあるが、ここに引用される法師品の經文色読実証による仏語不虛の証明は、法華經の行者の証明と不可分の関係にあり、『開目抄』の骨子として徹底的に論証されたものである。図頭讚文Cは、AとBを結び付ける根拠であり、仏の未來記である法師品の經文を、法華經弘通により日蓮聖人自らが色読実証し、仏の教説が真実であることを証明した。それは同時に日蓮聖人自身が仏に予言された末法における法華經の行者であることの裏付けでもある。仏に予言された末法の行者である故に、ここに始めて正像未弘の大曼荼羅を顕示するという意を看取すること

「佐渡始願本尊」考（桑名法見）

ができる。

大曼荼羅乃至妙法五字は地涌の菩薩に特別に付属されたものであり、『観心本尊抄』においてもこの点が強調されている。それに対して、始願本尊の図顕讃文Cでは、付属を受けて末法に出現し五字を弘めるといふ地涌の菩薩の視点ではなく、値難弘教の行者の視点を明記し、大曼荼羅図顕の有資格者としているのである。この点においては、(一)と同じく、『開目抄』に意が置かれている印象を受けるものである。

(三) 薬王品の要文

続いて、始願本尊上部に記された薬王品の要文Dである。この薬王品の要文は、始願本尊以外にも、次の七幅に記載が見られる。

	本尊番号	図顕年月日	紙数	被授与者	所蔵
	a	〔三七〕 建治二年四月	八紙	日昭	静岡・玉沢妙法華寺
	b	〔三八〕 建治二年八月十三日	一紙	亀若	京都・本満寺
	c	〔三九〕 建治二年八月十三日	一紙		
	d	〔四〇〕 建治二年八月十四日	一紙	亀姫	京都・立本寺
	e	〔四七〕 弘安元年三月十六日	一紙		千葉・中山法宣院
	f	弘安元年三月十六日	一紙		千葉・中山法華経寺 <sup>(25)</sup>

g 「[四九] 弘安元年七月

一紙

静岡・岩本実相寺

※ a にはこの他「余失心者見其父来雖亦歡喜問訊求索治病然与其藥而不肯服」「是好良藥今留在此汝可取服勿憂不差」「譬如一人而有七子是七子中一子遇病父母之心非不平等於病子心則偏重」「世有三人其病難治一謗大乘二五逆罪三闍提如是三病世中極重」の四文が引かれる

※ b c d は「病即消滅 不老不死」のみの記載

a は、弟子の日昭に授与された大型の本尊で、この要文以外にも寿量品の要文が二つ、『涅槃経』『梵行品』・「現病品」から一文ずつの計四文が記され、「仏滅後二千二百二十余年之間 一閻浮提之内未曾有大漫荼羅也」という定型の図顕讃文を有している。一方、b から g の六幅はいずれも一紙に図顕され、定型の讃文を持たない守り本尊と考えられる大漫荼羅である。

遺文中におけるこの薬王品の要文の引用は、文永十一年の『法華取要抄』に初出して以降、弘安五年まで確認される。『法華取要抄』の①の文では、法華経の一品二半或いは一大秘法たる題目の五字が末法為正であることの経証として引かれ、これ以降、書状において引用される場合は現に病にある対告者に向かって業病必転・業病必癒の証文として挙げられている。

① 寿量品一品二半自始至終正為滅後衆生。滅後之中末法今時日蓮等為也。疑云此法門前代未聞之。经文有之乎。答曰予智不超前賢。設雖引经文誰人信之。下和啼泣伍子胥悲傷是也。雖然略開近顕遠動執生疑之文云然諸新發意菩薩於一仏滅後若聞是語或不信受而起破法罪業因縁等云云。文心者不説壽量品者

「佐渡始頭本尊」考（桑名法見）

末代凡夫皆墮<sup>セン</sup>惡道<sup>ニ</sup>等也。寿命品云是好良藥今留在<sup>メテ</sup>此<sup>ニ</sup>等云云。文心者上似<sup>ハ</sup>說<sup>レ</sup>過去事<sup>ヲ</sup>樣<sup>ナレトモテ</sup>以<sup>テ</sup>此文<sup>ヲ</sup>案<sup>スルニ</sup>之<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>滅後<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>本。先引<sup>ツ</sup>先例<sup>ヲ</sup>也。分別功德品云惡世末法時等云云。神力品云以<sup>テ</sup>弘滅度後<sup>ノ</sup>能持<sup>シ</sup>是經<sup>ヲ</sup>故諸仏皆歡喜現<sup>シ</sup>無量神力<sup>ヲ</sup>等云云。藥王品云我滅度後後五百歲中<sup>ニ</sup>廣宣流布<sup>シテ</sup>於<sup>テ</sup>閻浮提<sup>ニ</sup>無<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>斷絶<sup>セ</sup>等云云。又云此經則為閻浮提人病之良藥等云云。涅槃經云譬如<sup>ハ</sup>七子<sup>アリ</sup>。父母非<sup>レ</sup>不<sup>ニ</sup>平等<sup>ナラ</sup>然於<sup>ニ</sup>病者<sup>ニ</sup>心即偏重<sup>ニ</sup>上等云云。七子之中第一第二一闍提謗法衆生也。諸病之中謗<sup>ニ</sup>法華經<sup>ヲ</sup>第一重病也。諸藥之中南無妙法蓮華經<sup>ハ</sup>第一良藥也。

〔法華取要抄〕昭定八一四〜八一五頁A)

遺文における用例からも、一紙に図顕された大曼荼羅は個々の門弟に対し具体的事例に応じて授与された御守りと考えられる一方、特定の門弟に授与されたものではない始頭本尊は『法華取要抄』の用例のように、題目の五字が末法は一切衆生を救うべき大法であることを明かす意を持って記されたことがまず考えられる。

大曼荼羅に記された讚文については、すでに渡邊寶陽氏によって詳細な考察がなされており、『観心本尊抄』『法華取要抄』等に引用された経文は、等しく末法における救済の確証としての経証という性格を持つことが指摘されている。<sup>26)</sup>そして先のa大曼荼羅「三七」の讚文についても検討がなされ、薬王品の文の趣旨は「末法衆生救済を顕らかにした大曼荼羅の意義を一層明示しようとするものであって、決して単なる肉体の病氣に対する御護りということではない<sup>27)</sup>」ことが論じられている。

ただ、始頭本尊においては、同じ意味を有する経文の中から特に薬王品の文が選り取られている。遺文において始めて当文が引かれた『法華取要抄』①では、まず寿命品の「是好良薬」の文が示され、それをさらに裏付ける経証の



一つとして薬王品の文が挙げられている。また、「是好良薬」の要文は『観心本尊抄』に三箇所、先引の『法華取要抄』の一箇所にのみ見られる文で、両文同じ意味を持つ経文だが、始頭本尊では『観心本尊抄』には引かれることなく、『法華取要抄』に初出する薬王品の要文が記され、『観心本尊抄』に引かれ他には僅かに『法華取要抄』にのみ引用される寿量品の要文に取って代わっているのである。

以上、始頭本尊に記された図顕讀文・要文から、『観心本尊抄』と異なる点を三つ挙げた。始頭本尊にはこのような特徴が見られるが、始頭本尊乃至すべての大曼荼羅は『観心本尊抄』の内容を図顕されたものであり、始頭本尊の理解においても『観心本尊抄』を描いて考えることはできない。したがって、これらの相違が見られる理由を明らかにするためにも、次に『観心本尊抄』所説の大曼荼羅の儀相について見ていくこととする。

### 三、大曼荼羅の儀相

#### (一) 八品の世界

先にも触れたように、始頭本尊乃至すべての大曼荼羅は『観心本尊抄』の②の文「其の本尊の体たらく」以下の一節に基づき図顕されたものである。その直前には、四十五字段を「本門の肝心・南無妙法蓮華経の五字」と受け、この五字を地涌の菩薩に対して八品を説いて付属したと、大曼荼羅が八品の儀相として顕されている。

②此本門肝心於南無妙法蓮華経五字一仏猶文殊薬王等不付一属之。何況其已下乎。但召地涌千界説八品付一属之。其本尊为体本師娑婆上宝塔居空塔中妙法蓮華経左右釈迦牟尼仏・多宝仏釈尊脇土上行等四菩薩文殊

「佐渡始頭本尊」考（桑名法見）

「佐渡始頭本尊」考（桑名法見）

弥勒等四菩薩眷属、居末座・迹化・他方大小諸菩薩万民処、大地如見雲閣月卿。十方諸仏処、大地上。表迹  
仏迹土故也。如是本尊在世五十余年無之。八年之間但限八品。（『観心本尊抄』昭定七二二〜七二三頁A）

地涌の菩薩に対する五字の付属は神力品においてであり、ここでは特に文殊・薬王等迹化の菩薩に簡んでというところから、別付属に重きが置かれていることが窺えるが、八品を説いてこれを付属したもうと、大曼荼羅は嘱累品までも含めた八品の世界であることが強調されている。

迹化の菩薩以下の衆に対する嘱累品総付属については、正像二千年の衆生救済のための付属という解釈も見られるが、正像未有・末法始頭の大曼荼羅の世界において嘱累品総付属の衆は如何なる働きをもち、如何に位置づけられるものか、ここではこの点に着目したい。<sup>(29)</sup>

## （二）嘱累品総付属の衆

日蓮聖人が嘱累品の中で最も多く引用し言及するのが「如世尊勅当具奉行」の八字である。日蓮聖人はこの八字を、三仏の三箇の勅宣に対する諸菩薩諸天善神等の誓いとして受けとめ、「仏前の御誓言」<sup>(31)</sup>「仏前の誓」<sup>(32)</sup>「仏前の誓状」<sup>(33)</sup>等と記し、末代の法華経の行者守護の経証として、諸天等に対して諫曉を行っている。これらの類文は諸処に見られるが、『神国王御書』では③の文のように述べられている。

③教主釈尊、多宝・十方の諸仏の御前にして今於「仏前」自説「誓言」と諫曉し給しかば、幸に順風を得て如「世尊勅」

当「具奉行」と二処三会の衆一同に大音声を放て誓給しはいかんが有べき。……末代辺国に法華經の行者有とも、梵釈日月等御誓をうちわすれて守護し給事なくば、日蓮がためには一旦のなげきなり。……いそぎいそぎ仏前の誓をはたし給へ。(『神国王御書』昭定八九二〜八九三頁C)

この諸天等守護の問題は『開目抄』における主題の一つでもあり、佐渡期において特に重要な問題として繰り返して取り上げられている。

④但世間の疑といひ、自心の疑と申、いかでか天扶給ざるらん。諸天等の守護神は仏前の御誓言あり。法華經の行者にはさる(援)になりとも法華經の行者とがう(号)して、早々に仏前の御誓言をとげんとこそをばすべきに、其義なきは我身法華經の行者にあらざるか。此疑は此書肝心、一期の大事なれば、処々にこれをかく上、疑を強くして答をかまうべし。(『開目抄』昭定五六一頁B)

このように守護の主体は諸天善神として示されることが多いが、③の文に「二処三会の衆一同に」とある通り、「如世尊勅当具奉行」の誓いは、法華經の会座に列なつた九界の衆生すべてによつて発せられた言葉であつた。『開目抄』では④の文以降、二乗作仏、久遠実成、そして一念三千について論及していき、仏弟子にとつて法華經は大恩の經であるからこそ法華經の行者には必ず守護のあることが強調されていく。

⑤ されば諸經の諸仏・菩薩・人天等は彼々の経々にして仏にならせ給やうなれども、中には法華經にして正覺なり給へり。釈迦・諸仏の衆生無辺の総願は皆此經にをいて満足す。今者已満足の文これなり。

〔開目抄〕昭定五八一頁B)

衆生無辺誓願度の本願は法華經においてはじめて満足する故に、諸仏・諸菩薩・諸天善神等の自身成仏の大恩の經である法華經・久遠釈尊に対する報恩の大義を強く訴えているのである。

この点は法華經による祈りは必ず成就する所以を説かれた『祈祷鈔』においても顕著であり、二乗・諸菩薩、提婆品に説かれる龍女および提婆達多等の、法華經の行者に対する守護が論じられている。これら一切の衆生に共通して説かれるのが、『開目抄』⑤の文と同じく、皆法華經によつてはじめて仏となつたこと、故に如何にこの法華經・釈尊の恩徳が大きいかということ、そしてその大恩に報ずるためにも身命を擲つて法華經の行者を守ることである。『祈祷鈔』冒頭、二乗についての説示をもつて一例を示すと次の通りである。

⑥ 二乗は大地微塵劫を経て先四味の經を行ずとも成仏すべからず。法華經は須臾の間此を聞いて仏になれり。若爾者 舍利弗・迦葉等の千二百・万二千、総じて一切二乗界の仏は必法華經の行者の祈をかなふべし。又行者の苦にもかわるべし。……此經文は四大声聞警諭品を聴聞して仏になるべき由を心得て、仏と法華經の恩の報じがたき事を説けり。されば二乗の御為には此經を行ずる者をば、父母よりも愛子よりも両眼よりも身命よりも大事にこそおほしめすらめ。……されば一切の二乗界、法華經の行者をまほり給はん事は疑あるべからず。

また、諸大菩薩に対する説示では、⑦の文の通り、自身成仏の法華經に対する報恩、並びに宝塔品の仏勅に応えた囑累品での仏前の誓いを挙げ、行者の化導を助けること、法華經の行者の祈りには必ず応ずることを強調している。

⑦まして諸大菩薩は本より大悲代受苦の誓深し。仏の御諫なしともいかに法華經の行者を捨給べき。其上我成仏の經たる上、仏慇懃に諫給しかば、仏前の御誓丁寧也。行者を助事疑べからず〔祈禱鈔〕昭定六六七頁B)

法華經によつて仏と成つたからこそ、その恩を知り、その恩に報い、一切衆生の成仏の法である法華經のために働いていく。末法弘通の師である法華經の行者は、久遠本仏積尊の願業を継承し法華經の命を繋ぐ者であるが故に、ここに諸天等の法華經の行者守護の必然性が認められるのである。<sup>(34)</sup>

(三) 末代法華經の行者に対する守護

日蓮聖人は起顕竟の法門の展開から、宝塔品の仏勅を自らに対する勅命と受けとめ、自身こそが本仏積尊より末法の衆生救済という特別の使命を受けた地涌の菩薩であるという自覚を持たれた。そして、この自覚を内に有しながら、実際の忍難弘通の面においては自身を法華經の行者として示し、三仏をはじめとする諸仏諸菩薩諸天善神等の守護があつて、末法における題目の弘通が叶うと、末代の行者に対する守護の重要性をも述べている。

⑧如<sup>キ</sup>是大<sup>ハ</sup>悪<sup>ハ</sup>梵<sup>ハ</sup>積<sup>モ</sup>猶<sup>キ</sup>難<sup>キ</sup>防<sup>キ</sup>歟。何<sup>ニ</sup>況<sup>ヤ</sup>日本<sup>ノ</sup>守護<sup>ノ</sup>少<sup>ク</sup>神<sup>也</sup>也。但<sup>レ</sup>非<sup>ハ</sup>地<sup>ハ</sup>涌<sup>ノ</sup>千<sup>ノ</sup>界<sup>ノ</sup>大<sup>ノ</sup>菩<sup>ノ</sup>薩<sup>・</sup>釈<sup>ノ</sup>迦<sup>・</sup>多<sup>ノ</sup>宝<sup>・</sup>諸<sup>ノ</sup>仏<sup>之</sup>御<sup>ノ</sup>加<sup>ニ</sup>護<sup>ニ</sup>者<sup>難<sup>キ</sup>レ</sup>叶<sup>ヒ</sup>歟。……日<sup>ノ</sup>蓮<sup>当<sup>レ</sup>流<sup>罪<sup>ニ</sup></sup></sup>者<sup>教<sup>主</sup>積<sup>尊<sup>以<sup>テ</sup></sup></sup>衣<sup>覆<sup>レ</sup></sup></sup>之<sup>歟</sup>。去年<sup>九<sup>月</sup>十二<sup>日</sup>夜<sup>中</sup>脱<sup>ニ</sup>虎<sup>口</sup>歟</sup>。必<sup>仮<sup>テ</sup></sup>心<sup>固<sup>ニ</sup></sup>神<sup>守<sup>リ</sup></sup>即<sup>強<sup>シ</sup></sup>等<sup>是<sup>也</sup></sup>也。汝<sup>等</sup>努<sup>勿<sup>レ</sup></sup>疑<sup>フコト</sup>（『真言諸宗違目』昭定六四〇～六四一頁A）

⑨当<sup>テ</sup>此<sup>時<sup>ニ</sup></sup>諸<sup>天</sup>善<sup>神</sup>捨<sup>テ</sup>離<sup>シ</sup>其<sup>國<sup>ヲ</sup></sup>但<sup>有<sup>テ</sup></sup>邪<sup>天</sup>邪<sup>鬼</sup>等<sup>入<sup>ニ</sup></sup>住<sup>シ</sup>王<sup>臣</sup>比<sup>丘</sup>比<sup>丘</sup>尼<sup>等</sup>身<sup>心<sup>ニ</sup></sup>可<sup>レ</sup>令<sup>ム</sup>罵<sup>ニ</sup>詈<sup>ニ</sup>毀<sup>ニ</sup>辱<sup>セ</sup>法<sup>華</sup>經<sup>ノ</sup>行<sup>者<sup>ヲ</sup></sup>一<sup>時</sup>也。雖<sup>レ</sup>爾<sup>於<sup>テ</sup></sup>仏<sup>滅</sup>後<sup>捨<sup>テ</sup></sup>四<sup>味</sup>二<sup>教</sup>等<sup>邪<sup>執<sup>ヲ</sup></sup></sup>歸<sup>セ</sup>実<sup>大</sup>乘<sup>法</sup>華<sup>經<sup>ニ</sup></sup>諸<sup>天</sup>善<sup>神</sup>並<sup>ヒ</sup>地<sup>涌</sup>千<sup>界</sup>等<sup>菩<sup>薩</sup>守<sup>ニ</sup></sup>護<sup>法<sup>華</sup>行<sup>者<sup>ヲ</sup></sup></sup>。此<sup>人</sup>得<sup>ニ</sup>守<sup>護<sup>ノ</sup>力<sup>ヲ</sup></sup>以<sup>本<sup>門<sup>ノ</sup></sup></sup>本<sup>尊<sup>ノ</sup></sup>・妙<sup>法</sup>蓮<sup>華</sup>經<sup>ノ</sup>五<sup>字<sup>ヲ</sup></sup>令<sup>廣<sup>ニ</sup></sup>宣<sup>流<sup>ニ</sup></sup>布<sup>於<sup>閻</sup>浮<sup>提<sup>ニ</sup></sup></sup>歟。（『顯仏未來記』昭定七四〇頁B）

⑩靈<sup>山</sup>淨<sup>土</sup>教<sup>主</sup>積<sup>尊<sup>ノ</sup></sup>・宝<sup>淨</sup>世<sup>界</sup>の多<sup>宝</sup>仏<sup>・</sup>十<sup>方</sup>分<sup>身</sup>諸<sup>仏<sup>・</sup></sup>地<sup>涌</sup>千<sup>界</sup>の菩<sup>薩</sup>等<sup>・</sup>梵<sup>積<sup>・</sup></sup>日<sup>月<sup>・</sup></sup>四<sup>天</sup>等<sup>・</sup>冥<sup>に</sup>加<sup>し</sup>顯<sup>に</sup>助<sup>給<sup>はず</sup></sup>ば、一<sup>時</sup>一<sup>日</sup>も安<sup>穩</sup>なるべしや。（『撰時抄』昭定一〇六一頁A）

この守護の問題は『開目抄』以降も重要な問題として取り上げられ、特に地涌自覚の高まりとともに、地涌の菩薩の守護もが強調されていく。

『開目抄』述作から約三ヶ月後、『開目抄』の内容を摘要する形で著された『真言諸宗違目』では⑧の文のように、地涌の菩薩と諸仏の守護が強調され、さらに教主積尊による守護の確信が述べられている。また『顯仏未來記』の⑨の文は諸天善神とともに地涌千界の守護が示されたもので、末代の法華經の行者はこの守護の力を得て、妙法五字の弘通が可能となることが説かれている。さらに『撰時抄』は日蓮聖人の実感として三仏・地涌千界以下の諸天善神等の冥護・顯護が示された⑩の文で結ばれている。

このように地涌の最上首上行自覚者の日蓮聖人であっても守護の重要性が述べられるが、末法における法華經の行

者は、日蓮聖人が一類・日蓮聖人に連なる者である。この末代の行者が諸難を忍び法華経を能く弘めていくためには、やはり諸仏諸菩薩諸天善神等の守護が必要となる。

このような視点から、法華経の行者に対する守護の誓いがなされた嘱累品までを含む大曼荼羅八品の世界を考えるとき、迹化以下の末法弘通の発誓は制止されたが、末法の法華経の行者（神力品別付属の師）を守護するという形で、これらの衆も末法の衆生救済の大事に加わっていくことがわかる。行者守護が法華経の命を繋ぐこと、积尊の御意を継承することを意味し、嘱累品総付属の衆も末法弘通のための重要な役割の一端を担っていくのである。

なお『観心本尊抄』第二十四番問答では、嘱累品において「汝等当に一心に此の法を流布して、広く増益せしむべし」と摩頂付属された総付属の衆の筆頭に地涌の菩薩を置かれている。

⑪ 嘱累品云爾時积迦牟尼仏從<sub>ニ</sub>法座<sub>一</sub>起現<sub>ニ</sub>大神力<sub>一</sub>。以<sub>テ</sub>右手<sub>ニ</sub>摩<sub>ニ</sub>無量菩薩摩訶薩<sub>ノ</sub>頂<sub>ニ</sub>乃至今以<sub>テ</sub>付属<sub>ス</sub>汝等<sub>ニ</sub>等云云。  
以<sub>テ</sub>地涌菩薩<sub>ヲ</sub>為<sub>レ</sub>頭迹化他方乃至梵积四天等<sub>ニ</sub>嘱<sub>ニ</sub>累<sub>一</sub>。此経<sub>一</sub>。（『観心本尊抄』昭定七一八頁A）

『観心本尊抄』における地涌の菩薩の説示の中、日蓮聖人独自の会通の一つに、四菩薩を守護の菩薩として受けとめることが指摘されているが、地涌の菩薩にも五字を弘める者とそれを守護し支える者が存し、⑧⑨⑩の文とも併せ考えると、日蓮聖人は地涌の菩薩の守護の典拠をあるいはここに見られたのではなからうか。この点については今後さらに詳しく検討していきたい。

#### 四、始頭本尊図顕当時の境位

始頭本尊に見られる特徴と『観心本尊抄』の説示に基づく大曼荼羅八品の儀相について見てきたが、自身の自覚の表明にあたっては、内的要因とともに外的要因が大きく作用するものである。よって、次に佐渡の国において日蓮聖人が置かれた状況、殊に始頭本尊図顕時の境位について確認を行いたい。

⑫彼国へ趣者は死は多、生は希なり。（『法蓮鈔』昭定九五三頁B）

⑬此国へ流されたる人の始終いけ（活）らるる事なし。設ひいけらるるとも、かへ（帰）る事なし。

（『種種御振舞御書』昭定九七三頁B）

⑭日来災月来難 此両三年之間事既及二死罪一。今年今月万一難レ脱身命也。（『顕仏未来記』昭定七四二頁B）

⑮今年日本国一同飢渴之上、佐渡国七月七日已下自天忽石灰虫と申虫雨下一時稻穀損失了。其上疫々処々に遍満

方々死難難脱歟。（『土木殿御返事』昭定七五四頁A）

佐渡の国へ流された者のありようを述べた⑫⑬の文から、流人にとって佐渡の国は死が待ち受けた場所、生き存えることは極めて困難であり、本国へ帰ることはなお不可能に近いことがわかる。九月十二日に頸を刎ねられ、魂魄として蘇生し、佐渡に至った日蓮聖人であったが、文永十年閏五月十一日に著された『顕仏未来記』⑭の文の通り、今や再び生命の危機に瀕している。また、同年十一月三日に書かれた『土木殿御返事』⑮の文より、この年は日本国全



体が飢饉に見舞われる中、佐渡においては害虫の被害により米が損失し、疫病も蔓延して死から逃れられないという状況にあった。このような境位において、日蓮聖人は始頭本尊を凶顕されたのである。

### (一) 生命の危機

このように生死三度転じつつある状況の中、教主釈尊をはじめとする諸仏諸菩薩等の守護によって龍口の死を免れたように、ここにおいてもこの現状の危機を打開する諫暁がなされていった。

まず日蓮聖人自身の身において、生きて本国に帰るということが重要な問題として提示されている。

①⑥ 早々<sup>ニル</sup>不<sup>ラ</sup>蒙<sup>ニ</sup>御免<sup>ニ</sup>事<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>歎<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。定<sup>テ</sup>天<sup>ル</sup>抑<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>歟。以<sup>テ</sup>藤<sup>ニ</sup>河<sup>ノ</sup>入<sup>ル</sup>道<sup>ヲ</sup>知<sup>ル</sup>之<sup>ヲ</sup>。去<sup>ラ</sup>年<sup>ハ</sup>有<sup>ニ</sup>流<sup>ル</sup>罪<sup>ニ</sup>者<sup>ヲ</sup>。今<sup>ル</sup>年<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>値<sup>フ</sup>横<sup>ニ</sup>死<sup>ニ</sup>歟。以<sup>テ</sup>彼<sup>ヲ</sup>惟<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>愚<sup>ク</sup>者<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>用<sup>ス</sup>事<sup>也</sup>。日<sup>ノ</sup>蓮<sup>ノ</sup>欲<sup>ス</sup>蒙<sup>ニ</sup>御免<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>事<sup>ヲ</sup>出<sup>ス</sup>色<sup>ニ</sup>弟<sup>子</sup>不<sup>レ</sup>孝<sup>ク</sup>者<sup>也</sup>。敢<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>扶<sup>ク</sup>後<sup>生</sup>。各<sup>々</sup>知<sup>ニ</sup>此<sup>ノ</sup>旨<sup>也</sup>。

〔真言諸宗違目〕昭定六三八頁B)

①⑦ 御勤<sup>キ</sup>気<sup>キ</sup>ゆ<sup>リ</sup>ぬ<sup>事</sup>、御<sup>キ</sup>歎<sup>キ</sup>候<sup>ベ</sup>から<sup>ズ</sup>候<sup>也</sup>。当<sup>ノ</sup>世<sup>ハ</sup>日<sup>本</sup>国<sup>子</sup>細<sup>キ</sup>有<sup>ル</sup>之<sup>由</sup>存<sup>ス</sup>之<sup>ヲ</sup>。定<sup>テ</sup>如<sup>ク</sup>勤<sup>ク</sup>文<sup>ノ</sup>候<sup>ベ</sup>き<sup>か</sup>。

〔富木殿御返事〕昭定七四三頁A)

①⑧ 但<sup>シ</sup>法<sup>華</sup>經<sup>ノ</sup>ま<sup>ま</sup>こ<sup>と</sup>に<sup>お</sup>は<sup>し</sup>ま<sup>し</sup>、日<sup>月</sup>我<sup>を</sup>す<sup>て</sup>給<sup>は</sup>ず<sup>ば</sup>、か<sup>へ</sup>り<sup>入</sup>又<sup>父</sup>母<sup>の</sup>は<sup>か</sup>を<sup>も</sup>み<sup>る</sup>へ<sup>ん</sup>も<sup>あ</sup>り<sup>な</sup>ん<sup>と</sup>、心<sup>づ</sup>よ<sup>く</sup>を<sup>も</sup>ひ<sup>て</sup>、梵<sup>天</sup>・帝<sup>釈</sup>・日<sup>月</sup>・四<sup>天</sup>は<sup>い</sup>か<sup>に</sup>り<sup>給</sup>ぬ<sup>る</sup>や<sup>ら</sup>ん。天<sup>照</sup>大<sup>神</sup>・正<sup>八</sup>幡<sup>宮</sup>は<sup>此</sup>国<sup>に</sup>を<sup>は</sup>せ<sup>ぬ</sup>か。仏<sup>前</sup>の<sup>御</sup>起<sup>請</sup>は<sup>む</sup>な<sup>し</sup>く<sup>て</sup>、法<sup>華</sup>經<sup>ノ</sup>行<sup>者</sup>を<sup>ば</sup>す<sup>て</sup>給<sup>か</sup>。も<sup>し</sup>此<sup>事</sup>叶<sup>ず</sup>ば、日<sup>蓮</sup>が<sup>身</sup>の<sup>な</sup>に<sup>と</sup>も<sup>な</sup>ら<sup>ん</sup>事<sup>は</sup>を<sup>し</sup>か<sup>ら</sup>ず。各<sup>々</sup>現<sup>に</sup>教<sup>主</sup>釈<sup>尊</sup>と<sup>多</sup>宝<sup>如</sup>來<sup>と</sup>十<sup>方</sup>諸<sup>仏</sup>の<sup>御</sup>宝<sup>前</sup>に<sup>し</sup>て<sup>誓</sup>状<sup>を</sup>立<sup>給</sup>しが、今<sup>日</sup>蓮<sup>を</sup>守<sup>護</sup>せ<sup>ず</sup>し<sup>て</sup>捨<sup>テ</sup>

給ならば、正直捨方便の法華經に大妄語を加へ給へるか、十方三世の諸仏をたぼらかし奉れる御失は、提婆達多が大妄語にもこへ、瞿伽利尊者が虚誑罪にもまされたり。……日蓮をすて給ならば、阿鼻の炎にはたきぎとなり、無間大城にはいづるごおはせじ。此罪をそろしくをほせば、いそぎいそぎ国にするしをいだし給、本国へかへし給へと、高き山にのぼりて大音声をはなちてさげびしかば、九月の十二日に御勘気、十一月に謀反のものがいできたり、かへる年の二月十一日に、日本国のかためたるべき大將どもよしなく打ころされぬ。天のせめという事あらはなり。此にやをどろかれけん、弟子どもゆるされぬ。而どもいまだゆりざりしかば、いよいよ強盛に天に申ししかば、頭の白鳥とび来ぬ。（『光日房御書』昭定一一五四―一一五五頁B）

この度の御勘気が許されないことには子細があることを⑩⑪の文では注意しており、⑫の文からは赦免と本国に帰ることを強く諸天に対して諫暁していることがわかる。⑬の『富木殿御返事』は始頭本尊図頭の二日前に認められた書状で、この時点においてもこの問題が日蓮聖人並びに門下にとって重要な問題であったことが知られる。

日蓮聖人自身においては、かかる大難はもとよりの覚悟で、法華經の故に死することをも自ら望んできたところであった<sup>(38)</sup>。また、このような状況下にあっても諸仏諸菩薩諸天善神との感応の中にいたが、法華經に説かれる諸天の守護という一事は、他者を納得せしめる客観性を伴っていない。佐渡において日蓮聖人が息絶えたとするならば、世人の嘲笑はもとより、日蓮聖人に付き随ってきた門弟も壊滅的打撃を受けることは必至である。『立正安国論』における二難の予言や、祈雨の事においても顕著に現れているように、文証・理証の上に、現証が具わってはじめて事の真実が明らかに証明される。したがって、かかる状況の中、生きて鎌倉に帰るといことが世人に対しても、また門下に

対しても一つの重要な現証として求められたものと考えられる。

このようにまず対外的理由が挙げられるが、さらに日蓮聖人自身の立場においても、法華経が真実である以上、「得其福報」「得現果報」の経文をもやはり現前の事実として実証しなければならぬ。それが門下乃至世人一般へのためでもあり、また諸天善神等のためでもある。実際に『撰時抄』⑱の文では、これらの経文は自身においてすでに実証したものであり、その上で弟子等に対しても不惜身命受持による実修実証が求められている。

⑱ 法華経の八卷云若於後世受持誦是經典者乃至所願不虛亦於現世得其福報。又云若有供養讚歎之者當於今世得現果報等云云。此の二の文の中に亦於現世得其福報の八字、當於今世得現果報の八字、已上十六字の文をなしくして日蓮今生に大果報なくば、如来の金言は提婆が虚言に同く、多宝の証明は俱伽利が妄語に異ならじ。一切衆生も阿鼻地獄に墮べからず。三世の諸仏もましまさざるか。されば我弟子等心みに法華経のごとく身命をしまさず修行して、此度仏法を心みよ。(『撰時抄』昭定一〇五九頁A)

## (二) 国の危機

このような点から、諸天へ諫暁がなされたが、生命の危機は日蓮聖人一人のみならず、当時、佐渡の国はもとより日本国全体が危機的状况に直面していた。その中において、この国難を防ぎ、万民を救っていかねばならない。

『新尼御前御返事』⑳の文に説かれるように、大曼荼羅にはこのような力・働きもが込められていた。

②末法の始に謗法の法師一閻浮提に充滿して、諸天いかりをなし、彗星は一天にわたらせ、大地は大波のごとくをどらむ。大旱魃・大火・大水・大風・大疫病・大飢饉・大兵乱等の無量の大災難並をこり、一閻浮提の人人各各甲冑をきて弓杖を手ににぎらむ時、諸仏・諸菩薩・諸大善神等の御力の及せ給ざらん時、諸人皆死して無間地獄に墮れ、雨のごとくしげからん時、此五字の大曼荼羅を身に帶し心に存せば、諸王は国を扶け、万民は難をのがれん。乃至後生の大火災を脱べしと仏記しをかせ給ぬ。（『新尼御前御返事』昭定八六七～八六八頁B C）

## 五、始願本尊図顕の意趣

日蓮聖人自身における生命の危機的状況から諸菩薩諸天善神等への諫暁がなされ、またこの国・この国のすべての衆生を救うためにも大曼荼羅の力用が必要となる。このような境位の中、『観心本尊抄』の説示に基づき図顕されたのが始願本尊である。そしてここにおいて、『開目抄』で強調された法華經の行者日蓮の自覚が表面に打ち出されていた。

### （一）法華經の行者日蓮の自覚

日蓮聖人自身の救免の諫暁は、ただ自己の生命の救済のみを求めるものではなく、法華經を今この現実に活現させ、法華經が真実であることを実証することにその主眼が認められる。法華經の眞の価値も、またこの法華經を信仰する門下・教団の存亡も、さらにはこの国・この国の一切衆生の救済も、すべてが日蓮一人に委ねられている。このすべてを自らの一身一念に背負っているのが法華經の行者日蓮であり、その自覚・その資格を徹底的に論じたのが『開目

抄』であった。

②去年こぞの十一月より勘へたる開目抄と申文スホミ二卷造りたり。頸切つる、ならば日蓮が不思議とどめんと思ヒて勘へたり。此文の心は、日蓮によりて日本国の有無はあるべし。譬へば宅いえに柱なければたまず。人に魂なければ死人也。日蓮は日本の人の魂也。平左衛門既に日本の柱をたをしぬ。(『種種御振舞御書』昭定九七五〜九七六頁B)

右②の一節は、日蓮聖人一身一代の存在価値を表出されたもので、『開目抄』一抄のこころを「日蓮によりて日本国の有無はあるべし」と顕示し、さらに重ねて自身を「日本の人の魂」「日本の柱」と記されている。「日本の柱」とは、日蓮聖人が立教開宗の当初に立てられ、値難色説実証を経て、法華經の行者としての信念を結ぶ段ではじめて明かされた「三大誓願」に説かれたものである。<sup>39</sup>日蓮聖人自身が『開目抄』一抄の肝要をここに置かれ、如何なる大難にも能く堪え、一切衆生の救済と仏国土の顕現という本仏釈尊の願業を継承し実現せんとする行者の自覚と資格をここに表明されたのである。

したがって、かかる強い自覚と意識のもと始頭本尊を凶顕されたが故に、その凶顕讀文に『開目抄』において証明された「但日蓮一人なり」という法華經の行者日蓮としての自覚と末法の唱導師としての「日蓮」が強調されたものと考えられる。

薬王品の要文を特に選び出し記されたことについても、法華經の真価を法華經の行者として顕し、国を救うという意識が強く働いたものであろう。『立正安国論』の冒頭には種々の災難対治の祈りを捧げる中に「或仰ハキテ病即消滅不老

不死之詞「崇<sup>メ</sup>法華真実之妙文<sup>ヲ</sup>」<sup>(41)</sup>と、法華經による祈りをも挙げ、全く効験が見られないことを記している。もちろんこれは法華經に非があるのではなく、法華經をよむ者・信仰する者に非があるからである。<sup>(42)</sup>かかる状況にあつて、眞の法華經の行者として、法華經の經文が眞実であること、眞の法華經の行者の祈りは必ず成就することを顕示する、このような意図があつたことが認められよう。

末法において能化の師として法華經を弘める者は、自ら捨身の信をもつて法華經を実践し実証していくことがまず求められた。自身において色読実証することによつて、自らの正当性・法華經の眞実性を証明できる者、そして現前に現証を見せしめることができる者こそが、眞の法華經の行者であり、釈尊の願業を継承し現実に行ずることができ<sup>(43)</sup>る。凶蹟讃文Cに明記された仏語不虛・仏語眞実の証明には、このような意味もが含まれているものと解されよう。<sup>(44)</sup>

## (二) 「総帰命式」の勸請

さらに、このような日蓮聖人の自覚と使命に着目し、諸天善神等への諫曉および諸天善神等の守護について一考すると、日蓮聖人はただ守護を請う立場にあるのではなく、末法における導師として諸天善神等をも教導し、釈尊の願業実現のために働かせていくという面が強く認められる。これは諸天善神だけでなく、先述の如く囑累品総付属の衆は皆法華經によつて成仏したものである。故に報恩のため、末代の法華經の行者守護の誓いを自ら三仏の御前において立てた。日蓮聖人が法華經の会座に列なつた十界すべての衆生の成仏を強調するところには、その仏前の誓言を、すなわち各々の任を、今こそ果たせという意が強く窺える。<sup>(45)</sup>したがつて、十界の勸請諸尊すべてに「南無」を冠し、十界の衆生の成仏を強調する「総帰命式」という勸請形態には、かかる意味が込められているものと理解されよう。

法華經によつて仏と成つたからこそ、法華經の世界の中においてそれぞれが使命を持ち働いていく、そこにこそ絶対の安心と救いがある。『報恩抄』の「日蓮が慈悲広大ならば、南無妙法蓮華經は万年の外未來までもながるべし。日本国の一切衆生の盲目をひらける功德あり。無間地獄の道をふさぎぬ」<sup>(46)</sup>とは、このような意味においても理解すべきものである。日蓮聖人は、末法の唱導師として、迹化以下の衆、諸天等の目を開き、法華經世界の中において働くよう教え導いていることが窺えるのである。

このような大任を担う者こそが、本仏釈尊の三徳を継承し、本仏の事を行ずる末法の師・本化の菩薩であり、かかる自覚と使命を内に固く持ち、但日蓮一人という『開目抄』における法華經の行者の立場が前面に表れ、始頭本尊が凶顕されたものと考えられる。<sup>(47)</sup>

## 六、礼拝の大曼荼羅と守護の大曼荼羅（むすびにかえて）

ここまで、特に囑累品総付属の衆の働きを中心に『観心本尊抄』所説の八品の世界についてみてきたが、日蓮聖人は『観心本尊抄』②の説示の通り、「南無妙法蓮華經の五字」を正しく付属された末法における師としての強い自覚に立たれ、題目の受持・弘通に生命を惜しまず邁進された。この『観心本尊抄』に説かれる「南無妙法蓮華經の五字」は、四十五字段を受けたもので、単に教法としての妙法蓮華經の五字を意味するものではない。

四十五字段は、題目受持の行者の当処に顕現する救いの世界であり、常に久遠の釈尊と俱なる世界である。日蓮聖人自身が釈尊の主師親三徳を具え、その力用を發揮していくのも、題目受持により釈尊と俱にあり、釈尊の因行果徳すべての功德を譲り与えられていることによる。釈尊の勅宣に対して自ら誓願を立て、釈尊の願業を継承していくと

ころに、その功德全体を受得し、釈尊の三徳を背負い釈尊と団体となって、末法の衆生救済の大事を担っていく。詳細な検討は別稿に譲るが、この②の説示において地涌の菩薩に付属される「南無妙法蓮華經の五字」は、釈尊の因行果徳の二法を譲与され釈尊と俱にある証法としての五字と考えられ、釈尊の願業を継承し、それを実現すべく不惜身命受持・弘通する行者に対して、嘱累品総付属の衆も常に守護する形でこの大事に加わり、釈尊と行者、そして総付属の衆皆が一体となって活動することとなる。

末代の法華經の行者に対しては『祈祷鈔』や『日妙聖人御書』に説かれるように、影の身に添うが如く三仏をはじめとする諸仏諸菩薩諸天善神の守護が常に存在する。行者の住処には大曼荼羅勸請の諸尊が現前し、受持の行者はこの大曼荼羅世界に包摂され、その中において常に俱にあって題目の受持・弘通を行っていく。

日蓮聖人は、題目受持の実践の中において、常にこの大曼荼羅世界の中に住し、諸仏諸菩薩諸天善神の顕護・冥護を実感しながら、弟子・信者、さらには諸天善神等一切衆生をこの法華經世界に入れ、各々の分に応じて釈尊の本願を満足するために働くよう、教化・教導された。

始頭本尊は、日蓮聖人が師である教主釈尊に対して礼拝給仕する本尊でもあり、諸天善神に対して法味を言上し、法華經世界の中においてそれぞれの任を全うするよう教化・教導する本尊でもある。<sup>20)</sup> また同時に、自身が常に守護を蒙る本尊でもあり、さらには日本国・日本国の一切衆生を救うための本尊でもあった。

始頭本尊において、礼拝の大曼荼羅と守護の大曼荼羅、この二つの側面が認められ、日蓮聖人は常に大曼荼羅世界の中に住しながら、自在に向上・向下、出入し、末法の唱導師として自己の大事にあたられたものと考えられる。<sup>21)</sup>



註

- (1) 山川智應『本門本尊論』（竜吟社、一九三七年）二一七頁、茂田井教亨『観心本尊抄研究序説』（山喜房佛書林、一九六四年）五八～五九頁、浅井圓道『観心本尊抄』（大蔵出版、一九八二年）二三、一六五頁等。
- (2) 『観心本尊抄』 昭定七一九頁A。
- (3) 『日蓮宗事典』（日蓮宗宗務院、一九八一年）「大曼荼羅」項二六三頁、渡辺宝陽氏の解説。また、渡辺宝陽「大曼荼羅と法華堂」（『研究年報日蓮とその教団』第一集、一九七六年）九五～九六頁、同「日蓮聖人「大曼荼羅」の背景」（『東洋文化研究所所報』第七号、二〇〇三年）一八頁参照。
- (4) 大黒喜道編『佐渡日蓮研究』第二号（佐渡日蓮研究会、二〇〇九年）一二～一四頁、都守基一「三大秘法について」（『日蓮仏教研究』第四号、二〇一〇年）一四九頁等参照。
- (5) 拙稿「始頭本尊の讃文と開・本両抄」（『印度学仏教学研究』第六二卷第一号、二〇一三年）。
- (6) 拙稿「始頭本尊と『観心本尊抄』に関する一考察」（『日蓮教学研究所紀要』第四一号、二〇一四年）。
- (7) 拙稿「開目抄」における「三大誓願」表明の意義」（『仏教学』第六三号、二〇二二年）参照。
- (8) 庵谷行亨「日蓮聖人における上行自覚の表明」（同著『日蓮聖人教学の理念と実践』山喜房佛書林、二〇一八年。初出は一九九七年）。
- (9) 拙稿「日蓮における師自覚の表明について——佐渡期以降遺文における「法華経の行者」の表記を中心として——」（『印度学仏教学研究』第六三卷第一号、二〇一四年）、同「日蓮聖人の檀越における本尊義の実践——大曼荼羅の讃文と檀越の供養を中心として——」（『身延山大学仏教学部紀要』第十九号、二〇一八年）、同「日蓮聖人における本尊義の実践——弟子に対する「こころみ」の要請の意義——」（庵谷行亨先生古稀記念論文集刊行会編『日蓮教学とその展開』山喜房佛書林、二〇一九年）等参照。
- (10) 藤井教雄編『御本尊鑑』遠沾院日亨上人（身延山久遠寺、一九七〇年）六頁。以下、『御本尊鑑』の頁数は同書のもの指す。
- (11) 日蓮教学研究所編『本満寺宝物目録』（本満寺、二〇一〇年）口絵一四頁。
- (12) 藤井教雄編『御本尊鑑』遠沾院日亨上人 七頁。

「佐渡始頭本尊」考（桑名法見）

- (13) この他、本妙日臨（一七九三～一八二三）による摸写本も確認される。詳細は、拙稿「本妙日臨における日蓮聖人図顕大曼荼羅の書写」（浜島典彦編著『日蓮学の現代』春秋社、近刊予定）を参照されたい。
- (14) 日蓮教学研究所編『本満寺宝物目録』口絵一四頁。ここでは寂照院日乾摸写本の表記に拠った。
- (15) 始頭本尊の概要については、拙稿「始頭本尊と『観心本尊抄』に関する一考察」を参照されたい。
- (16) 『観心本尊抄』昭定七二〇頁A。
- (17) 『観心本尊抄』昭定七一九頁A。
- (18) 『観心本尊抄』昭定七一九頁A。
- (19) 山川智應『開目抄講話』（浄妙全集刊行会、一九八八年。初版は一九三五年）五七頁、茂田井教亨『本尊抄講讀 上』（山喜房佛書林、一九八七年）二〇頁等。
- (20) 『観心本尊抄』昭定七〇二頁A。
- (21) 『観心本尊抄』昭定七二二頁A。
- (22) 茂田井教亨『日蓮教学の根本問題』（平楽寺書店、一九八一年）二四三・二五一・二七二頁等、同『本尊抄講讀 上』三四頁等。
- (23) なお「万年救護本尊」の通称を持つ文永十一年十二月図顕の大曼荼羅「二六」の図顕讃文では「大覚世尊御入滅後 経歴二千二百二十余年 雖爾月漢日三ヶ国之間未有此大本尊 或知不弘之 或不知之 我慈父以仏智隱留之 為末代残之 後五百歳之時 上行菩薩出現於世 始弘宣之」（山中喜八『日蓮聖人真蹟の世界 上』雄山閣、一九九二年、五八～五九、三三三～三四四頁、傍線筆者）と、「日蓮」ではなく、「上行菩薩」が出現してこれを始めて弘宣すると記されている。日蓮聖人における上行自覚の表明は、大曼荼羅「二六」と同年の著作『法華取要抄』が最初であり、本大曼荼羅との関連が指摘されているが（庵谷行亨『日蓮聖人における上行自覚の表明』九八～九九頁）、地涌の菩薩からその最上首である上行菩薩に特化して示されるところに、「但日蓮一人」と同意の強い師自覚が窺える。本稿「はじめに」においても触れたように、単に行者と地涌という対照ではなく、いかなる視点・立場からなされた教示であるかという点に意を置き見ていく必要がある。
- (24) 拙稿「始頭本尊の讃文と開・本両抄」を参照されたい。
- (25) 中尾堯・寺尾英智編『日蓮聖人と法華の至宝（第一巻）曼荼羅本尊』（同朋舎メディアプラン、二〇一二年）七二頁参照。

- (26) 渡辺宝陽「大曼荼羅と法華堂」一〇〇頁。
- (27) 渡辺宝陽「大曼荼羅と法華堂」一〇四頁。
- (28) 『観心本尊抄』昭定七一六、七一七、七一九頁A。
- (29) 『曾谷入道殿許御書』昭定九〇四頁A。
- (30) これは起顕竟の法門に視点を置いた場合においても同様で、末法に出現し末法の衆生救済の要法である五字を弘通する地涌の菩薩に対する付属・神力品別付属に加えて、何故に囑累品まで至って末法の衆生救済の大事が極まるとされるのかという点は重要な問題となる。この「起顕竟の法門」における囑累品の位置づけについては、拙稿「起顕竟の法門——囑累品の位置づけ——」（『印度学仏教学研究』第六九卷第一号、二〇二一年）において考察を行っている。併せて参照されたい。
- (31) 『開目抄』昭定五六二頁B。
- (32) 『開目抄』昭定五六七頁B、『神国王御書』昭定八九三頁C、『種種御振舞御書』昭定九六九頁B。
- (33) 『下山御消息』昭定一三二五頁C。
- (34) 囑累品においても付属の段において「諸仏の恩に報ずる」（『真訓両読妙法蓮華経並開結』平楽寺書店、五〇九頁）ことが記されている。
- (35) 『真訓両読妙法蓮華経並開結』五〇七頁。
- (36) 庵谷行亭「日蓮聖人における上行自覚の表明」七四頁。
- (37) 日蓮聖人は法華経の行者である自身に対して供養をなす檀越をも法華経の行者と規定している（拙稿「日蓮聖人における「法華経の行者」——弟子・檀越に対する呼称を中心として——」三友健谷博士古稀記念論文集『智慧のともしび』アビダルマ佛教の展開 中国・朝鮮半島・日本篇）山喜房佛書林、二〇一七年）。日蓮聖人において、末法における法華経の行者はすなわち地涌の菩薩であり、日蓮聖人を外護し支える檀越をもやはり地涌の一分と見ることができよう（『四条金吾殿御返事』昭定一三六二頁Cや『中務左衛門尉殿御返事』昭定一五二四頁Aでは、四条金吾の行為を地涌の菩薩の行実になぞらえている）。
- (38) 『土木殿御返事』昭定五〇三頁A。

(39) なお、ここにいる「日本国」「日本」は、『立正安国論』に「三界皆仏国」「十方悉宝土」（『立正安国論』昭定二二六頁A）といい、後に「南無妙法蓮華經の七字を日本国にひろめ、震旦高麗までも及べきよしの大願をはらみ（懐）て」（『別当御房御返事』昭定八二七頁B）と述べるように、ただ一個の島国社会だけでなくして、「一四天四海」という世界・宇宙をも含んだ大事業の、その中心拠点となる日本国である。

(40) 周知の如く、「日蓮」の二字は、別付属本化菩薩の末法化他の勝用と本化本地自行の徳力を象徴された御名字である。

(41) 『立正安国論』昭定二〇九頁A。

(42) 『開目抄』昭定五四九頁B。

(43) 拙稿「日蓮聖人における本尊義の実践——弟子に対する「こころみ」の要請の意義——」参照。

(44) 定型化する以前の始頭本尊等初期の大曼荼羅の図頭讚文にこそ、大曼荼羅図頭の詳細な意義が認められるならば、常にかかる自覚のもと日蓮聖人は大曼荼羅を図頭され、特に弘安年間以降大曼荼羅の下部を覆う自署花押にその強い自覚と意識が表出されていると考えられよう。また、『観心本尊抄』では「師弟共に」という視点から「地涌の菩薩」の表記が多く用いられるが、それが上行菩薩に特化される中に、日蓮聖人における末法の唱導師・唱導の首という自身の強い自覚が認められる。

(45) 『開目抄』『祈祷鈔』は、特にこの点から法華經の行者守護の諫暁がなされている。

(46) 『報恩抄』昭定二二四八頁B C。

(47) 「はじめに」においても触れたように、日蓮聖人は、法華經の行者、地涌の菩薩、四菩薩、そして上行菩薩と段階を経て、自身を自覚を表明されていたが、上行自覚表明後も晩年に至るまで、法華經の行者としての立場から教化・教導をされている。末法における真の法華經の行者は、如来神力品で別付属を受けた地涌の菩薩に他ならず、本稿もこの前提に立ち考察を進めてきた。上行自覚の表明後も見られる日蓮聖人自身の行者自覚としては、謗法禁断・値難弘教・色読実証といった面からの教示が多く、本稿でも述べた『開目抄』『祈祷鈔』に見られる祈祷・諫暁にあたっても行者の面が強く表出され、弘安五年の『法華証明鈔』においても自署に「法華經の行者」を冠している。またこの行者についても次第に弟子・檀越を含めた表現が多くなるが、『開目抄』で論じた日蓮一人の行者自覚を『観心本尊抄』では普遍化させ、それを始頭本尊では改めて自身一人に帰していく。自身の自覚表明にあたって極めて慎重な姿勢を貫かれてきた日蓮聖人においては、行

者自覚、地涌上行自覚等、それぞれに甚深の意が込められており、それを受け取る側もより慎重な姿勢が求められる。これらの点については、それぞれの遺文における対告者や述作意図等をも併せて、今後さらに検討を行っていきたい。

(48) 『祈祷鈔』昭定六七一頁B。

(49) 『日妙聖人御書』昭定六四七頁C。

(50) 守護の善神が法味を嘗めざる故に威光勢力を失い、守護の力が無いという説示が、『守護国家論』（昭定一一七頁B）以降、諸処に説かれる。『開目抄』（昭定五四二頁B）や『土木殿御返事』（昭定六一九頁A）、『曾谷入道殿許御書』（昭定九〇三頁A）等においても見られるように、法味なき故に働くことができないう諸天善神に対して法味を廻らし、威光を増し働かせることも末法の導師の一つの重要な任である。

(51) これまで日蓮聖人における本尊義について発表を行ってきたが、『観心本尊抄』と同様、始頭本尊においてもこれまで論じてきた二つの側面が認められる。また日蓮聖人における師自覚の問題を考えるにあたって、日蓮聖人が向上・向下、師・弟子いずれの視点に立って教示されているかという点も併せて慎重な検討が必要となる。

日蓮聖人遺文の引用は、立正大学日蓮教学研究所編『昭和定本日蓮聖人遺文』改訂増補版、総本山身延久遠寺発行（「昭定」と略記）に拠った。数字は同書のものである。引用する遺文は、真蹟現存遺文、真蹟會存遺文、真蹟断片現存遺文、真蹟断簡現存遺文、直弟写本が存在する遺文に限った。また、真蹟現存の有無などを、左記の記号で頁数の下に記した。

A 真蹟現存遺文（完存もしくは、ほぼ完存）

B 真蹟會存遺文

C 真蹟断片現存遺文

なお、本稿は令和五年一月二十三日（月）日蓮宗宗務院に於いて開催された第三十四回勸学院研修会議（研修テーマ「日蓮聖人の佐渡配流と法華経信仰―佐渡における法門教示と教化活動―」）での発表原稿に若干手を加えたものである。

〈キーワード〉日蓮、開目抄、観心本尊抄、大曼荼羅本尊、法華経の行者、師自覚、祈祷、守護、起頭覚、付属、諸天善神

「佐渡始頭本尊」考（桑名法見）